

役員報酬規程及び役員退職手当支給規程

昭和44年3月20日
規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、船員災害防止協会定款第19条ただし書による常勤役員に対する報酬及び退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 役員退職手当は、役員が退職した場合、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、定款18条第2号の規定に基づき解任された者に対しては支給しない。

(報酬額)

第3条 役員報酬額は、会長がこれを定める。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、役員報酬額に100分の180を乗じて得た額にその者の在職年数を乗じて得た額に職務実績等を参考にして、会長がこれを定める。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によることとする。

附 則

この規程は、昭和42年10月31日から適用する。